

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援 等）

-地域企業・観光資源との連携：地元の飲食店、宿泊施設、伝統工芸、体験型アクティビティ（和菓子作り、書道体験など）との提携を進め、ツアー中に立ち寄るスポットとしてコースに組み込む。地域経済活性化にも貢献。

-地域の交通・レンタル事業者との協業：電動自転車メーカー や キックボード企業と提携してツアー用車両の導入や管理を効率化。

-既存ツアー事業者の承継や協業：高齢化や後継者不在の事業者との M&A も視野に、既存資産・ノウハウを活用。

b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

予約・在庫管理のデジタル化：複数の OTA（例：Tripadvisor, Klook, Airbnb Experiences）に対応する共通予約管理システム（予約・在庫・顧客情報連携）を導入し、業務効率を向上。

顧客データの CRM 活用：リピート促進・レビュー獲得のため、顧客属性・ツアー後のフィードバックをもとにマーケティングを強化。

サイバーセキュリティ対策：顧客の決済情報・個人情報を扱うことから、外部コンサルやツール導入による情報漏洩リスクの低減。

c. 専門人材マッチング

多言語対応ガイドの確保： 英語、中国語、スペイン語等に対応できるフリーランスガイド・観光人材とのマッチングを積極的に進め、繁忙期には即戦力を確保。

地域特化型ガイドの発掘： 特定エリアに詳しい地元人材を教育・採用し、「地域に根ざしたリアルな体験価値」の提供につなげる。

副業人材の活用： 都市部の会社員や大学生を副業ガイドとして育成・登録、柔軟な人材プールを形成。

d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

脱炭素型移動手段の活用： ツアーに使用する車両を電動アシスト自転車・キックボードに統一し、環境負荷の少ない移動手段としてブランディング。

エコツーリズムの推進： 都市部だけでなく、自然保全地域（例：多摩川沿いや郊外の森林エリア）での「自然を感じるツアー」を企画し、環境保護への意識をツアー中に発信。

プラスチック削減： ツアー中に提供するドリンクの容器やお土産の包装材をエコ素材に変更。

e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

従業員のメンタルケア・運動促進施策： ガイドやオペレーションスタッフの健康管理やストレス緩和のため、社外でのアクティビティを軸にした交流会や勉強会を実施。

自社ツアーを社員の福利厚生として活用： 社員の健康増進を目的に、業務外でもツア一体験ができる環境づくりを行う。

f. BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言 等）

当社は、自然災害・感染症拡大・交通障害等の非常時においても、ツアーおよび関連サービスの安全かつ継続的な提供が行えるよう、事業継続計画（BCP）の整備・運用に取り組みます。

また、取引先・パートナー事業者に対しても、非常時の連絡体制や代替手段の確保、業務継続の考え方について情報共有・助言を行い、相互に協力しながら事業継続性の向上を図ります。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行(受託中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 AROUND

企 業 名

代表取締役 南テス

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。